

専決処分について

大竹市土地造成特別会計において繰上充用を行うことについて、令和7年度当該会計予算の変更議決を必要とするが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年5月23日

大竹市長 入 山 欣 郎

令和7年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）

令和7年度大竹市の土地造成特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ782,143千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,017,954千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（一時借入金の補正）

第2条 一時借入金の借入れの最高額に782,000千円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を1,017,000千円とする。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位 :千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入		58,888	782,143	841,031
	1 財産売払収入	31,173	782,143	813,316
歳 入	合 計	235,811	782,143	1,017,954

歳 出

(単位 :千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繰上充用金		0	782,143	782,143
	1 繰上充用金	0	782,143	782,143
歳 出	合 計	235,811	782,143	1,017,954

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	58,888	782,143	841,031
歳入合計	235,811	782,143	1,017,954

(歳 出)

(単位 :千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 繰上充用金	0	782,143	782,143				782,143
歳 出 合 計	235,811	782,143	1,017,954				782,143

2 歳 入

（ 款 ） 財産収入

（ 項 ） 財産売却収入

（単位 :千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 不動産売却収入	31,173	782,143	813,316	1 土地売却収入	782,143	土地売却収入 782,143
計	31,173	782,143	813,316			

3 歳 出

款) 4 繰上充用金

項) 1 繰上充用金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分			金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 繰上充用金	0	782,143	782,143				782,143	21 補償、補填及び賠償金	782,143	001 前年度繰上充用金 補償、補填及び賠償金 繰上充用金	782,143 782,143 782,143
計	0	782,143	782,143				782,143				